

事 務 連 絡
令和4年(2022年)6月30日

山口県経営者協会 担当者 様

山口県環境政策課地球温暖化対策班長

再エネ電力を利用する県内事業所の募集について

本県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、地球温暖化対策の推進と県内関連産業の振興を図るため、山口県内の再エネ電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定する「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」を創設し、下記のとおり対象となる事業所を募集しています。

つきましては、制度の周知・活用に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 制度の概要

別紙のとおり

2. 募集概要

(1) 認定事業所申請期間（第1次募集期間）

令和4年6月1日(水)から令和4年7月29日(金)まで
※期間終了後も随時募集します。

(2) 申請方法・申請先

申請書類を郵送又はメールにより提出してください。

※実施要綱及び申請書類等の様式は、環境政策課ホームページよりダウンロードしてください。

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/saienedenryokuriyouziguosyo/>

【申請先】 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県環境政策課地球温暖化対策班
TEL : 083-933-2690 e-mail : a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

3. その他

- ・認定証が交付された事業所は、「名称」及び「ロゴマーク」の使用、県ホームページでの公表などの特典が受けられます。
- ・第1次募集期間後の8月下旬に認定事業所に対する認定証交付式を実施予定です。

【問い合わせ先】

担当：村 上

TEL : 083-933-2690

e-mail : a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」概要

1 目的

県では、山口県内の再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって発電された電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定し、県内における再エネ電力の利用拡大を図ります。

2 概要

(1) 再エネ電力利用宣言事業所（「ぶちエコやまぐち宣言書」において宣言）

県内事業所において、今後 2030 年までに再エネ電力の調達へ転換することを宣言した事業所を「再エネ電力利用宣言事業所」として、県が登録します。

(2) やまぐち再エネ電力利用事業所

実際に再エネ電力を調達し、以下の認定基準を満たしている宣言事業所又は宣言事業所内の事業場等を、「やまぐち再エネ電力利用事業所」として県が認定し、認定証を交付するとともに、県ホームページ等で公表します。



3 認定事業所申請要件等

以下のいずれにも適合し、実際に再エネ電力を調達している宣言事業所又は宣言事業所内の事業場等

- ① 宣言事業所として登録を受けていること（※1）
 - ② 調達する再エネ電力が、宣言事業所又は宣言事業所内の事業場等における1年間の総電力供給量の30%以上含まれること（※2）
 - ③ ②の再エネ電力の一部又は全部が山口県内で発電された再エネ電力であること
 - ④ 山口県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団事務所に該当しないこと
- ※1) 認定事業所の認定を受けるためには、宣言事業所として事前に登録を行う必要があります。
 ※2) 以下の基準により認定します。

再エネ電力調達方法	自家発電 ・ 再エネ電力の購入 ・ 再エネ電力証書の購入
認定条件	再エネ電力の調達割合に適合した基準により認定 30%以上、50%以上、70%以上、100%
認定期間	認定日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで

4 事業スキーム

